

報告第3号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年5月19日

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

北本市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月30日

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

北本市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成28年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。